資 料

平成二七年度法学部研究教育振興会主催 刑事法系講演会

刑法判例に登場する事実の形成過程と刑法的処理

司会による企画意図、 講師紹介

法学部教授 尚 田 雄

とができました。 熊本大学法学部研究教育振興会の後援を受けて、 演会が開催されました。当日は二○○名以上の参加者を得るこ 平成二七年一二月一四日、熊本大学文法棟A1教室において、 刑事法系の講

められるのかということを、 どのようにして裁判所によって認定されるのか、そしてその事 さんに学んでもらおうという意図で企画されました。 ネット上で提供した者が著作権法違反行為を幇助したとして起 研究者の先生による、ファイル共有ソフトを開発してインター 実に、刑法によって示されている規範がどのようにして当ては だされたWinny事件を素材にしたお話を通して、 今回のシンポジウムは、 刑法に関する判例に登場する事実が 第一線で活躍されている弁護士と 学生の皆

> す。既に、全国でも有数の刑事弁護のエキスパートと言われる で、今日の題材にもなっています、いわゆるWi 校をご卒業された後、京都大学法学部をご卒業され、 方です。 どの弁護を担当されるなど、大変なご活躍をなさっておられま に合格し、弁護士登録されてからは、とりわけ刑事弁護の分野 本県八代市ご出身でもある、 当日のお一人目の講師は、 遠山大輔先生です。 京都弁護士会所属の弁護士で、 先生は八代高 n n y 事件な

を歩まれ、 す。最近、 生も九州は福岡ご出身でして、一橋大学ご卒業後、研究者の途 お二人目の講師は、一橋大学教授の本庄武先生です。 量刑研究のエキスパートとして著名な方であられま 『少年に対する刑事処分』という単行著を公刊され 本庄先

法学を背負って立つ研究者のお一人と言うことができます。た、日本刑法学会の理事に選ばれるなど、これから日本の刑事るなど、少年司法の分野でもご活躍をなさっておられます。ま

ていただきます。

講演

「事実」の重要性―Winn ソ事件を題材に

京都弁護士会弁護士 遠 山 大 輔

盗罪が成立するという結論を出します。 な罪が成立するという新実があれば、それは窃取にあたるので窃取とは何かという解釈を考えて、もしAさんがBさんの新品の取とは何かという解釈を考えて、もしAさんがBさんの新品の財布を取ったといういというないのかを決めて、刑法二三五条にいう窃取とは何かという解釈を考えて、もしまさんがBさんの新品の財布を取ったかどうかと

法曹三者の仕事

(1) 裁判官の仕事

ているか、話します。

メが資料の中にあると思います。いは裁判において何をしているかという話です。A3のレジュ官、裁判官、弁護人ですね。この三者が、裁判に向けて、ある官、裁判官、弁護人ですね。この三者が、裁判に向けて、ある

まず裁判官の仕事です。裁判官は、

事実が何であるかを決め

(2) 検察官の仕事

れが検察官と弁護人ということになります。が、その結論を出すおぜん立てをする人が必要なわけです。そが、その結論を出すおぜん立てをする人が必要なわけです。表判官は中立の立場で最後にこうやって結論を出すわけです

りします。

か

に提出して、裁判官に見てもらって、「これこれの証拠があり において自分が集めてきた、窃盗罪を成立させ得る証拠を裁判 だろう、と検察官は考えるわけです。ですから、検察官は裁判 すると、裁判官は窃盗罪が成立するという結論を出してくれる ません」と自白しました。さらに、Bさんは「Aさんにあげた いわけですね。しかも、Aさんは取調べで「取りました、すみ 同じ新品の財布が見つかったとしますと、早速、Aさんは怪し ジュメに書かれているように、Aさんの家からBさんのものと 聞くという、取調べをします。そして、検察官はこうして集まっ ますからAさんには窃盗罪が成立します」と主張するわけです。 ことは無い」と言っています。こういった事情があることから た証拠からどんな事実が導けるかなということを考えます。 なった財布がどこにあるかについてAさんやBさんから事情を 検察官は裁判官に窃盗罪が成立するという結論を出してもら 財布が無くなったとBさんが被害届を出すと、その無く 証拠を集めます。先ほど例に挙げた窃盗事件では、

(3)弁護人の仕事

とかというと、例えば、 て、集めさせない仕事もします。集めさせないとはどういうこ .勧めたりすることです。 「言い間違いや勘違いや記憶違いで、 [拠を集めます。いろんな人から事情を聞いたりします。 では、それと反対側にいる弁護人は何をするのか?弁護 取調べにおいて黙秘権を行使するよう 人も

> はっきりしない説明をするよりは、取調べでは黙ってても んですよ」と黙秘権の行使を勧めたりするわけです。

うに仕事をするわけです。あるいは、自分でも証拠を提出した ば、Bさんは勘違いしているんじゃないか、あるいは嘘をつい 検察官が裁判に出そうとしている証拠をチェックします。 事情を聞いたりします。あるいはBさんの周りの人に話を聞 そんな事をする人なのか」について、Aさんの周りの人からも 証拠をチェックして、裁判には適切な証拠だけが提出されるよ 弁護人は、このように証拠を集め、そして検察官が集めてきた に取られたのではないか。こういったことも確認するわけです。 ていないかなど、色んな可能性を考えるわけです。あるいは、 たりすることもあります。そうやって情報や証拠を集めた上で Aさんは自白していると言っているけれども、自白を無理 もちろん、Aさん本人からも事情を聞きますし、「Aさん

すから、 を裏づけるデパートの領収書が出てきたら、Aさんは無罪、 財布を買っただけです」という主張もありえます。仮に、これ 布はどこかに無くなっただけで、Aさんは自分でたまたま同じ るとおりの意味なのか、 いうか無実ですよね。そういうことがあるかもしれないわ るはずですという主張をするわけです。例えば、 そして、その適切な証拠からすると、こういう事実が導 検察官が集めてきた証拠が、本当に検察官が言 検察官が言っているとおりの事実が導 「Bさんの財 こってい けで

かれるのか、ということを弁護人は確認するわけです。

(4) まとめ
(4) まとめ

そして、事実を決めるのは証拠です。ですから、法曹三者はでして、事実を決めるのは証拠です。ですから、法曹三者はのDNA型鑑定をしますね。防犯カメラに、犯人のような人がのDNA型鑑定をしますね。防犯カメラに、犯人のような人がいたら、その防犯カメラ映像がどれだけ鮮明なものであるかチェックしますね。あるいは、「犯人を目撃した」と言っている人がいたら、目撃できる視力はあったのか、あるいは、その人は話すたびにコロコロと違うことを言っていないか。そういったことを考えて、本当に信頼できる血の付いた凶器と、本当に信頼できる防犯カメラ映像と、本当に信頼できる防犯カメラ映像と、本当に信頼できる防犯カメラ映像と、本当に信頼できる目撃者に出換です。ですから、法曹三者はよる裁判を目指すわけです。

誰かわからないのに、専門家と名乗る人が「この防犯カメラは実際の事件では、防犯カメラ映像が非常に粗いもので、誰が

るということもあります。徹底的に証拠は吟味しないといけま書があるのに、本当は騙されて脅されて自白調書が作られてい白についていえば、「すみません。私がやりました」と自白調私が見れば犯人の顔が見える」と言うことだってあります。自

一Winny事件

(1)

事案の概要

れて起訴された事件になります。 では、Winnv事件に移ります。Winnv事件というのでは、ファイル共有ソフトWinnyを配布して、そのWinnは、ファイル共有ソフトWinnyを配布して、そのWinnでは、Winnv事件に移ります。Winnv事件というの

あるゲームソフトなどの情報をインターネット利用者に対してに提供していたところ、正犯者二名がこれを利用して著作物では被告人、Xさんですね、Xさんがファイル共有ソフトであるWinnyを開発し、その改良を繰り返しながら、順次ウェるWinnyを開発し、その改良を繰り返しながら、順次ウェるWinnyを開発し、その改良を繰り返しながら、順次ウェるWinnyを開発し、その改良を繰り返しながら、順次ウェるWinnyを開発し、Xさんがファイル共有ソフトであるゲームソフトなどの情報をインターネット利用者に対して

犯の人はゲームソフトをアップロードした人と、 作権法違反罪の 立つ被告人によるWinnyの最新版提供行為が正犯者らの著 アップロードした人がいました)ことから正犯者の各犯行に先 衆送信権を侵害する著作権法違反の行為を行った 動公衆送信し得る状態にして、 幇助犯にあたるとして起訴されたとの記載があ 著作権者の有する著作権 外国 (Eの <u>の</u> 映 時 公画を の正 の公

(2)争点と当事者の主張

ういう事件なんですけれども、大きな争点として、Xさんがソ して、一五人の弁護士で最後まで、 会に行くということになりました。すぐに弁護団体制を組みま に連れてきました。そこで、当時、 京に住んでいたんですけど、京都府警がXさんを逮捕して京都 なって二年目か三年目で、京都に住んでいまして、 フトを開発した目的は何だったのか、ということが争われまし 報道でも結構騒がれました。そのころ私は弁護士に 最高裁までやりました。 若手だった私がXさんに面 Xさんは東

ます。逆に、弁護人・被告人が主張するように、これは実験な 思っていたかどうかということが争点なんですね。 そうして著作権保護のあり方を俺が変えてやるんだとXさんが ります。そのときに、 張どおり、ただの狂った科学者であるということになると、 ります。故意があったのかなかったのかについて、検察官の主 どうだったかという話は、犯罪の主観的要素である故意に関 延するだろう、そうなれば著作権法体系が変わらざるを得ない くさんアップロードする輩が出てきて著作権法違反が横行・夢 それとも、このファイル共有ソフトを作れば映画やゲームをた ると、時間がかかったりするので、なかなか効率がよろしくな たのですけれども、 いう方向になっていきます。ですので、 んだ、検証なんだということになれば、 意は有る方向に、すなわち故意はあったと認められやすくなり いうことから、Xさんはある意味社会的実験を行ったわけであ い。そこで、効率性の高いファイル共有ソフトができないかと 実際ファイル共有ソフトというのはたくさん当時世 いわゆる重たいファイルを共有しようとす ある意味ピュアな実験の目的だったのか この目的自体がどうな 故意は認められないと この目 の中にあ

(3)争点に関する証拠と当事者の主張

るのは証拠です。 この争点について、 かということが激しく争われました。 検察官が出してきた証拠は、 目的がどうだったのかという事実を決め Xが任意捜査段

目 をしました。他方、Xさん、あるいは我々の主張は、 的だったのだというものでした。 いファイル共有ソフトが実際に作動するかどうかを検証する 効率性の

たのだ、要するに、マッドサイエンティストであるという主張

Xは著作権法違反をまん延させる目的を持ってい

検察官は、

階で手書きした「申述書」という書面です。今日も配布してあり

資

をまん延させる目的であったと書いてあると主張するわけです。 そして検察官は、申述書にはWinnyによって著作権法違反 たかという点について、検察官はこの申述書とこの時の取調べ を担当したKさんという警察官がいます。この目的がどうだっ と書いてあるのですね。もう、これで勝負が決まった話に見え 過去のWinMXの例から見ても間違いないと思っていました ウンロードを行わせ配布しました。私が開発したWinnyを ファイル共有ソフトWinnyを開発し、不特定多数の者にダ ぶしてあるところには本籍とか名前とか住所とか生年月日が書 ますね。手書きの汚い字で書いてあるものです。申述書の塗りつ は聞いてくれなかったし、申述書は、「開発をやめるという一 けど、それはまた後で述べます。そして、任意捜査段階でも、 です」と説明しました。さらに、プラスアルファがあるのです いうと、Xさんは法廷で自ら「これは検証目的です。実験目的 を担当したKさんを証拠 ますよね。そして、この申述書を書いたときにXさんの取調べ 著作権法違反がインターネット上にまん延するであろうことは ことは明確にわかっておりました。またこのWinnyにより 不特定多数の者が利用して著作権法違反を行うものが出てくる かれてあるのですが、次のような内容になっています。「私は 検証目的だった。実験目的だった」と説明したのにK警察官 逆に、じゃあ弁護人はあるいはXさんはどう説明したのかと (証人)として出してきたわけですね

ですね。

でいても、それを目的としてやりました」と言ったら最悪な奴ていても、それを目的としてやりました」と言ったら最悪な奴でいても、それを目的としてやりました」と言ったら最悪な奴でいても、それを目的としてやりました。 まずなかなかに難しいですね。この申述書の日付を見て下さい。 ここに平成一五年一一月と書いてありますけど、確か一一月二 七日です。この後、Xさんは平成一六年五月に逮捕されます。この一一月二七日は、東京のXさんの家まで京都府警の警察官 が行って、「近くの警察署まで来てくれるか」と任意同行を求めまして、そこで、逮捕しない状態で事情を聞いたという日なんですね。その日に、Xさんが、本心からこの申述書を自分で進んで書いていたら、どうですかね。それは、ひどい奴やって進んですね。その日に、Xさんが、本心からこの申述書を自分で進んですね。それたら、どうですかね。それは、及どい奴やっていても、それを目的としてやりました」と言ったら最悪な奴ていても、それを目的としてやりました」と言ったら最悪な奴

見本を用意すると言われて、見本の通り書いたんです」との答して、逮捕されてから我々弁護団がつくことになったんですけして、逮捕された後、「実際のところどうだったのですか」とXど、逮捕された後、「実際のところどうだったのですか」とXと、逮捕された後、「実際のところどうだったのですか」とXと、逮捕されてから我々弁護団がつくことになったんですけして、逮捕されてから我々弁護団がつくことになったんですけして、逮捕されてから我々弁護団がつくことになったんですけして、逮捕されてから我々弁護団がつくことになったんです」との答

と言っていました。 写すんですね。本人も、「どこで改行するかまで正確に写した. Xさんという人は、完全なデジタル人間でして、頭の中は 直接会ったことがある人だとなんとなく分かるんですね。この か「1」しかないんですね。ですから、写すと決めたら完全に えでした。これはなかなか信用できない話かもしれないけれど、 0

ども、裁判官としては難しいですね。 た後で別の言い訳を始めたひどい奴ですね。 ると、このXさんはひどい奴ですね。しかも、 これで、この目的についての証拠と主張が出たわけですけれ 検察官が言う通りだとす 実際に逮捕され

す。じゃあ、どうやってどっちの言い分が正しいか決めたらい うに一般の人は日本の警察・検察を信用しています。警察にこ じゃないかもしれませんね。なぜかというと、皆さんと同じよ うしてくれ、ああしてくれ、と言われたら従う人がほとんどで でしょうか。 他方、弁護人の言うこと、Xさんの言うことも、 あながち嘘

(4)何が決め手になったか

もちろん、刑事裁判の場合は、民事裁判と違って、

合理的疑

に応じていた。」

という、そういう物差しになります。 うと検察官のこの主張は合理的疑いを超えて立証されているか 察官が勝つか、弁護人が勝つか、という話ではなく、 を超えた証明を検察官がしなければいけない訳です 正確に言 から、 検

> 供述調書を作る時も、Xさんは変な弁解をせずに素直に取調べ 話を聞かせてくれ』と言ってこの供述調書を作り始めた。 を作らなければいけないから供述調書を作らしてくれ、詳しく 著作権法違反をまん延させる目的であったんだが、警察が来た う風に証言したんですね。「Xに任意同行を求めて、本富士警 この供述調書と、さっき見てもらった手書きの申述書は同じ日 書の下に記載がある供述調書です。これは両方とも本物です。 決めたらいいんでしょう。そのヒントになったのが、この申述 Xは書いた。そして、『我々の仕事として供述調書というもの てくれ』と言って白い紙を渡したら、すらすらとまず申述書を からにはもうやめる。そこで、『お前の思っていることを書 察署まで来てもらった。取調室に入って喋っていたら、自分は に作られています。同じ日に作られていて、K警察官はこう のか、 まあ、それは置くとして、検察官が主張していることが 弁護人が主張していることが正しいのか、どうやって

なんですね。ところが、見てください。 すから、申述書の内容と供述調書の内容は全く同じになるはず ん」という言葉が出てきません。そして、この申述書っていう んすることであろうことは」という申述書に出てくる Winnyによる著作権法違反がインターネット上 、イトルを皆さん見たことありますか。これは、 そうすると、同じ日に同じ人が同じ部屋の中で喋ったわ 供述調書の中には、 警察や検察の にまんえ

きますか?を書いちゃうんですよ。どうです、そのK警察官の話。信用でを書いちゃうんですよ。どうです、そのK警察官の話。信用でル人間で、ゴリゴリの理系人間の人が、さらさらとまず申述書人が書面作る時によく使う表題なんですね。ゴリゴリのデジタ

ということで申述書の「私の反省の意味を込めて、今後、絶 K警察官に言ったら「ああゴメンゴメン忘れてた」と言われた と。

うことを検察官は立証することができませんでした。 は出てきません。こういう疑わしいポイントをK警察官の証人 専問の中で弁護人が明らかにしていって、「この申述書はXさ は出てきません。こういう疑わしいポイントをK警察官の証人 は出てきません。こういう疑わしいポイントをK警察官の証人 があることができませんでした。

事実を決めようとしています。
事実を決めようとしています。
事実を決めようとしています。。刑事裁判ではこういうでっち上げが失敗したものなんですね。刑事裁判ではこういうでっち上げが大敗したものなんですね。刑事裁判ではこういうでっち上げが大敗したものなんですね。刑事裁判ではこういうでっち上げが失敗したものなんですね。刑事裁判ではこういうでっち上げが失敗したものが、

(5) 黙秘権行使の重要性

先ほど、捜査段階で証拠を集めさせないという話をしました。 たら喋ったらええやないか」という理由で。まあそのとおりなんですけどね。ところが、僕は経験上、こういうでっち上げがあることを知っていますから、被疑者は黙秘するべきです。喋ったら、つまり、供述調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまり、供述調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまり、供述調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまり、供述調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまり、供述調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまり、は逃調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまり、供述調書を作ることに応じてしまったら、警察たら、つまりが、大切にしての人の説明が捻じ曲げられてしいことを書いてもらえずにその人の説明が捻じ曲げられてしいことを書いてもらえずにその人の説明が捻じ曲げられないためには喋らなければいいんです。僕は自分の依頼者の人に必ず言っています。「真実を明らかにしたかったら黙って人に必ず言っています。「真実を明らかにしたかったら黙ってください。下向いて俯いといてください」と。

ところが、これが評判悪いんですね。この前もですね、私がところが、このXさんの時も、最初見たこともない弁護士にいいですか」と言うんですね。なかなか難しいですね。ちならどうですか」と言うんですね。なかなか難しいですね。ちならどうですか」と言うんですね。なかなか難しいですね。ちならどうですか」と言うんですね。なかなか難しいですね。ちならどうですか」と言うんですね。なかなか難しいですね。ちならどうですか」と言うんですね。私がと争った事件担当した裁判員裁判で、殺人事件で犯人じゃないと争った事件という生き物が次々に日替わりで面会に来て黙秘しなさい、黙という生き物が次々に日替わりで面会に来て黙秘しなさい、黙という生き物が次々に日替わりで面会に来て黙秘しなさい、黙という生き物が次々に日替わりで面会に来て黙秘しなさい、黙という生き物が次々に日替わりで面会に来て黙秘しなさい、黙というによりにいいませんですね。この前もですね、私がというによりにない。

う話になってきています。 はそういうものです。ですから、今は取調べを録画しようとい 過程で出来上がったかわからない時があります。 とかです。 怒鳴ったそうなんですね。その瞬間、 いなかったんです。むしろ警察・検察の方が信用できる。 るんです。「問に対して、顔の前で手を振って黙して語らず」 のではないのか。」答:「黙して語らず。」こういう調書ができ なたは著作権法違反をまん延させる目的でWinnyを作った でWinnyを作ったのか。」答:「黙して語らず。」問:「あ ことの方が正しい。こいつら聞いてくれへん、と思われたんで たんですね、黙秘が始まったんですね。あ、 察官が立ちあがってですね「お前は責任を取らないのか!」と ら「じゃあもう私はもう喋りません」とXさんが言ったら、 しても説明したとおりの調書を検察官が書いてくれない。 てXさんは喋っていたんです。ところが、 れてどうやって出来上がってきたのかというところも、 出来上がるかというとですね、 それから、 彼らに説明して分かってもらったらいいんじゃないかと思っ くだらないですね。こういう風に証拠がどういった Xさんは一文字も喋っていません。 つまり、 問:「あなたはどういう目的 その証拠がどうやって集め 彼の「0」が「1」になっ ある日どんなに説明 弁護人が言うてる どういう調書 特に供述調書 だか つま 検

> 大事です。そして、この事実を決めるための証拠を吟味する必 する必要があるわけです。 ちょっと、 最後はばらばらになりましたが、

とにかく事

要があります。

将来、私と同じ弁護団に入ってくれるのか、

はたまた法廷

と思っているんですよね。

だから最初Xさんは弁護人を信じて

Xさん自身もなんか黙秘権って悪

秘しなさいと言いますし、

ずれ法廷で会えることを楽しみにしています。ありがとうござ の言うことを判断してくれるのかわかりませんが、皆さんとい 反対側で敵となるのか、はたまた法廷の上に座ってですね、

いました。

刑事法を学ぶ意義 W i n n ソ事件最高裁決定を素材に

橋大学大学院法学研究科教授 本

と思います。よろしくお願いします。 う意味があるのかということを、皆さんと一緒に考えてみたい いうものを勉強するということがどういうことなのか、どうい Winny事件を素材にして、 刑事法、特に刑法と

はじめに

ことで、今回の被告人のXさんが一緒に捕まった、というのが ず最初に捕まっているわけです。そして、それを助けたという ドさせることで称賛を受け喜んでいた人がいて、その人達がま というソフトを使って、インターネット上にゲームソフトや映 がありましたので、詳しく述べることはしません。Winny 画等をアップロードして、不特定多数の人にそれをダウンロー inny事件です。 最初に、Winny事件については、既に前の講演でも説明

です。

innyについては、

専門的な話になって、私もよく分か

でネットワークを構成することで、その問題を解消する画期的 題が生じます。そこで、個々のコンピュータ同士が対等な立場 てしまうということで、転送速度が遅くなったりするなどの問 ましょう。P2P(ピアツーピア)という技術で、要するに、 う人も多かったというのが、問題になったきっかけということ 点でも非常に優れているので、需要が拡大して、悪いことに使 な技術がWinnyだということです。しかも、 わけですが、そうすると、どうしてもサーバーに負荷がかかっ て、そこから情報を取ってくるということをしないといけない 通常のネットの仕組みだと、サーバーにいちいちアクセスをし らないところがありますが、最低限のことだけを押さえておき 匿名性がある

武

よねと言われています。物理的な幇助という、

よねということで、すごく幅広いものが含まれるのだというこ

を与えるといったようなものでも幇助ですね、 ということでもいいし、心理的な幇助という、

手助けしている

け あ 助

でる」ということですから、

激

励したり助言

道具を提供する

係、

幇助にはいらないわけです。幇助がなくてもよかった、

(があったから、より正犯行為が促進されたのだという関

れば幇助犯は成立するのだ、と言われています。

前提知 識

(1)幇助につい

私は、正直に言うと、授業をしていても幇助のところまで話し と思います。皆さんは刑法総論の授業を受けられているかと思 た経験はなく、今日がはじめてです。 いますが、幇助などの共犯の話はまだ聞かれてないと思います。 それでは、 刑法の話なので、 最低限の前提知識を確認しよう

1

す。それでは幇助とは何かということについては、 なんのことだか分からないですね。手掛かりになるのはこの つまり正犯者を手助けする行為が幇助であって、この手助けに 従犯だと刑が軽くなるよと書いてあるということくらいしか手 幇助」、まあ、 正犯を幇助した者は従犯とする」としか書いてないわけです。 かりがないということでして、刑法は非常に不親切なわけで まず、幇助とは何かということですけれども、 いろいろな仕方があるわけですけど、どんな仕方でもいい 助ける」ということですから、 「助ける」という言葉、そして、 犯罪を実行する人、 刑法六三条に 刑法六二条に 常識的に考

> 犯罪に該当する行為、すなわち実行行為をしていない とになるわけです。 幇助行為があることが必要です。②次に、実際に正犯の人が 幇助犯成立の要件を確認しておきますと、

①まずこ

うのですけれど、因果関係を肯定する前提となっている条件関 係については、幇助行為は正犯の実行にとって不可欠の行為で 型性が弱くて、いろんなものが幇助にあたり得ます。 助というのは、どういうことをすれば該当するのかが、よく分 多くの場合なんとなくイメージがつくわけです。ところが せん。③そして、その幇助行為と正犯行為との間に因 ある必要はないと言われています。これは既に勉強されたと思 がすごく広くなりうるのが幇助犯の特色です。次に、 からないわけですね。手助けの仕方というのは多様なので、 ですから、どういうことをすれば正犯にあたるのかというのは、 直接法益を侵害したり、法益を危険に晒したりする行為です。 つながりが必要です。④最後に、故意も必要です。)幇助行為は正犯行為ではありません。 正犯行為というのは ここで、若干三点ほど注意点があるのですけれども、 すなわち結果発生にとって実行行為が不可欠であることは 処罰 ③因果関 けま

不可欠の条件関係がなくてもよ

もしれないと思っていれば、故意を認めることはできるのだと 罪結果が確実に発生するのだと思っていなくても、発生するか 故意でもいいと考えられています。未必の故意というのは、犯 すが、これは通常の正犯者の場合の故意と一緒なので、 という解釈はそこから出てくるわけですね。最後に、 いうものですね ④故意で 未必の

(2)法律論の組み立て

この事件で適用されるルールをはっきりさせましょう。そして、 然分からないので、これをもっと具体化する作業をしなければ の条文しかありません。でもこれだけだと、 なります。それから二番目に、規範。規範とは難しい言葉です て、実際に何が起きたのかということをはっきりさせる過程に ということを、自覚的に考えてほしいと思っているわけです。 解釈論ですね。条文の意味を考えるという作業です。こうして、 いけません。これが、皆さんがいつも授業で勉強されている法 せようという段階が二番目に来ます。ルールのおおもとは刑法 けどルールですね。この事件に適用すべきルールをはっきりさ は先ほど、遠山先生からお話しいただいた話で、 けです。まず最初に、事実の認定という過程があります。これ 法律の議論というものが、どういう組み立てになっているのか ここで、法律論を学ぶ基本に当たる部分の話を、少しします。 わゆる法的三段論法といわれる、三つのステップがあるわ 何のことなのか全 証拠に基づい

> た、この事件に用いられるルールをあてはめるという作業をす はめを行います。最初に確定させた事実に、二番目に決められ ですけれども、改めて確認していただきたいと思います。 は成り立っているんだということは、すでにご存知だと思うん ると、結論が出る。こういうふうにして、法律の議論というの ールがはっきりしたら、三番目として、事実への規範のあて

を書き進めていることが分かります。 ことがはっきり書いているわけです。 把に事案がまとめられており、その末尾に「原判決の認定及び が分かります。まず最初、1のところで事案の概要として大雑 というのが、ちゃんとこの決定には再現されているということ 今から何をするのかということをきちんと宣言したうえで文章 ています。続く①以降で、事実認定を今からするんだよという 記録によれば、以下の事実を認めることができる。」と書かれ いうことを、これからお話したいと思います。 決定文を注意深く読むと、さきほど言った、スリーステップ 裁判所は、 実は親切にも

というのを意識しながら、裁判所の決定を読むようにしようと

ですが、端の方に、少し注意書きを入れています。

きました。冒頭に最決平二三・一二・一九と書かれている資料 て、Winny事件に関する最高裁の決定文を印刷していただ う形でできているんだということを、改めて確認したいと思っ

実は、裁判所の判決や決定といったものについても、こうい

ル

しは分かりやすくなるわけです。

判決は極めて分かりづらい文章だと思いま

法律の文章は、どうしても分

えてきます。そういうふうにして判決というものを読むと、

あった」と確認しながら読んでいくと、

判決が構造化されて見

少

というのがあるので、そこを見逃さないようにして、「ここに

判決文を読むときにポイント、

あるいはキーになるフレーズ

とを述べているわけです。②のところが解釈論になっています。 誤ったものであるといわざるを得ない。」と評価しています。 ことはどう評価されるのかを検討して、「刑法六二条の解釈を ど説明したこととあんまり変わらない定義ですね。一般的な話 では、ではこの事件で適用される一般的なルールは何でしょう て、ここから解釈論を検討していくのだ、ということが分かる が書かれます。続いて4にいくと、「所論は…原判決は、 るということが分かります。 ていますね。ここから、 原判決の解釈はおかしいと批判した上で、次に最高裁自身がこ を確認する。その後、では原判決(本事件の控訴審)が述べた かということで、最初に、昔の判例を引用してきて、 のです。第二段階に移ったことが分かります。第二段階の最初 六二条の解釈を誤るものであるなどと主張する。」、 「幇助」というのはこういうものだと説明しています。さきほ そして③のところで、「これを本件についてみるに」と書い 事件に適用されるべきルールをどのように考えたかというこ 第三段階のあてはめの段階に入ってい と述べてい 「従犯」、 刑法

う、ということをお伝えしたいわけです。ですが、だからこそ意識的に構造化して判決を読むことにしよす。ぼけっと読んでいると、なんのことか全然分からないわけ

三 日常的行為による幇助

それでは、続きのお話に移ります。本件で問題になるの

は

ば、それは、実際に正犯者の犯罪を手助けすることになってい を買おうとしているのかな」と思いながら、ドライバーを販売 ライバーを買いに来たXさんを見て、「あ、この人は、 助になってしまうのではないか、というのがここでの問題です。 されてしまうという意味で中立的な行為という意味です。 うのは、提供した物やサービス、これが適法にも違法にも利用 普通に、何の問題もなく行われている行為で、中立的行為とい るわけですね。「もしかして住居侵入に使うかもしれない」 えてみると、ドライバーを使って住居侵入が行われたのであれ したという場合です。先ほどの幇助犯の成立要件に照らして考 いった、特に問題もなく行われていることが、 れています。日常的行為とは、日常的に何気なく普通に、 為と言われるものによって、幇助をするという場合が問題とさ いかにも怪しそうだな。住居侵入目的で、もしかしてドライバー かということで、学術的には、 よく挙げられる例ですが、金物屋さんが、住居侵入目的でド 日常的行為、 あるい 場合によって幇 は中立 こう

うです。それでいいのでしょうか。結局、この、「もしかして 要件が①から④まであったのですが、これを全部満たすという 思いながら販売したとすれば、未必の故意が認められるという ないかというふうに考えられるわけです。 ことで、こういう場合は、 金物屋さんが商売をできなくなってしまうじゃないか、という でおこうということになってしまいますよね。それでいいのか。 と、お客さんが怪しい格好をしていれば、 です。しかし、そんなところで犯罪かどうかが決まってしまう 住居侵入に使うかもしれない」と思ったかどうかで決まるわけ ことになりそうですね。幇助犯が成立してしまうことになりそ ことになってしまいます。そうすると、先ほどの幇助犯の成立 やはり幇助犯の成立を否定すべきじゃ 念のために売らない

喧嘩を手助けしたというので、幇助犯を認めて良さそうではな それを分かって売ったとなると、やはり、これは包丁を使って うかというと、こういうシチュエーションに照らすと、この包 この時にAさんに包丁を売ったという場合です。この場合はど と喧嘩しているAさんが駆け込んできて包丁を買おうとして、 の二つの説例の間には違いがあると考えられそうです。 いか、という気がするわけです。似たような例ですけども、 丁は、喧嘩に使われる可能性が結構高そうですね。その時に、 他方で、二番目の例ですが、金物屋さんが、店の前でBさん

> 僅かである場合には、 て売られているわけです。確かに、そういった提供行為に危险 この「許された危険」という概念ですね。日常的に提供されて 非常に小さい場合には無視していいんじゃないかというの ライバーを売ってはいけないとなるかというと、それはおかし 益侵害の危険性を有する行為です。しかし、だからといってド 使える物です。従って、それを販売するというのは、 ことかというと、確かに、ドライバーというのは、悪い目的に 代表的な考え方だけをご紹介すると、ドライバーの方の例では すし、難解になってしまいますので、本日は全部省略します。 はあるかもしれないけれども、その危険が現実化する可能性が いるものは、基本的には適法に利用されるということを想定し な話です。法益侵害の危険は確かにあるけれども、その危険が は「許された危険」という概念があります。これは、どういう す。それでは、何故そう言えるのかということですが、刑法で 金物屋さんは幇助行為をしていないのだというふうに説明しま た。しかし、この話を細かくしようとすると、話が長くなりま を使ってですね、処罰を限定しようということを考えてきまし 幇助行為にはあたらないのだという説明 一定の法

ル 裁判の経

をしてきたわけです。

それを踏まえたうえで、 W nny事件はどうなのかという

的な行為については、

そのことを、

学説上はどう説明してきたのかというと、日常 先ほどの幇助犯の成立要件の、

いずれか

・ます

て、無罪判決が確定しています。

で、無罪判決が確定しています。そして最高裁で上告棄却になったですけれども、一審は有罪、罰金一五〇万円の刑でしたが、

皆さんが教科書でこの事件を勉強するときは、ここに書いてあ する蓋然性が高いと認められることが必要であり、 果を生じさせないため、幇助犯になるのは、 が言ったことを短くまとめると、「ソフト開発に過度の萎縮効 は、一貫して考えているということです。そのうえで、 用することもできるけれども、 ていたということです。この価値中立的という意味ですが の段階から、Winnyは価値中立的ソフトなのだと認められ んと内容を理解するために、決定文をもう一度見てみたいと思 なかなか本当の問題点というのが分かりません。そこで、きち innyというのは、 ことがまとめられていると思いますが、それだけを見ていると、 [めるのは困難である。] ということになります。おそらく、 状況はあったが、被告人がそのことを認識・認容していたと 例外的といえない範囲の者がそのソフトを著作権侵害に利用 そこで、とりあえず前提にすべきことは、 もしくはこれよりもっと短い文章で、 世の中にすごく役に立つ技術なのだ、 役に立つ技術なのだと、 ソフト入手者のう 有罪であった 裁判所の言った 本件ではそ 最高裁 裁判所 悪 W 審

五 Winny事件と中立的行為論

(1) 幇助犯限定の論理

思います。この部分が本件事案の特殊性ということになります。 です。 には、 償で公開、提供して、利用者の意見を聴取しながら当該ソフト 認しています。それを、 うに最高裁は考えているわけです。 をそのまま適用するのでは、 報告してもらって、それを潰しながら完成品に近づけていくの こで、どういう不具合があるかということを、ユ は迅速性が要求されるということを示しています。 合理的なものと受け止められていること、そしてソフト開 発途上のソフトを、インターネット上で不特定多数の人に、 適法な用途にも使えるものであるということ、しかも、この闘 Winnyは、 ところです。決定文は、41のところで、まず一般ルールを確 この特殊性を踏まえると、幇助の成立要件に関する一般的規範 の開発を進める方法は、開発方法として特異なものではなく、 これはご存知だと思うんですけれども、コンピュータソフト **「題となるのは、さきほどの事実認定の後に来る法の解** いろんな一般的なソフトもそうやって開発されていると 開発した時は、どうしてもバグがいっぱいあります。 価値中立的ソフト、中立ソフトと称するように (2)のところで、ここからが重要ですが やはり具合が悪いよね、 過度の萎縮効果を発生させ ーザー というふ

のはまずいでしょう、と最高裁は述べているわけです。 ない。ここがポイントですが、結局この開発行為というのはい いことなのだから、これを犯罪にして萎縮させてしまうという

(2)中立的行為による幇助犯類型のあてはめ

のがあり、二つの場合が分けられています。 もっと具体化されています。ここには、 その次に「すなわち」と書いてあって、更に言い換えられて、 ルールを本件に即して具体化した、解釈論になっています。こ 性を踏まえた一般的な規範ですね。①冒頭で示された一般的な ことを要する」と最高裁は言っています。これが、本件の特殊 れが、本件に適用されるルールですね。しかも、このルールは せて、「一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要で そこで、幇助犯に関する一般的な規範を本件に即して変形さ また、そのことを提供者においても認識、 類型①と類型②という 認容している

ういうふうに、最高裁は、 分かりにくいのですけれど、後で意味を考えることにして、こ ながら」公開、提供する場合だと書いてあるわけです。これは が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、 はいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性 そして、類型②の方は、「ソフトを入手する者のうち例外的と を認識、認容しながら」公開するという場合だとされています。 類型①は、「現に行われようとしている具体的な著作権侵害 解釈論を立てたのだということを確 認容し

認してください。

認定されています。 結論になっているわけですね。客観面では、例外的とはいえな まず、類型①のあてはめをして、簡単にあてはまらないよねと 類型②については、客観面で見ると、これがあてはまるという 最高裁は言っています。そして、「次に」から始まる段落から い範囲の人が違法目的で使う蓋然性が高いという状況だったと それで、その後に③として、「あてはめ」が続いていきます。

けど、主観面で故意がないから、これは幇助犯にならないのだ に4において、結論としては、幇助犯の客観面の要件は満たす と論じています。それによって、 討すると故意を認める根拠にはならないのだということを長々 せる事情が三点挙げられた後に、一つ一つについてよくよく検 ここで言われていることは、しかし被告人は分かっていなかっ と裁判所が考えていることが分かるわけです。 認容していたとまで認めることは困難である」とされ、最終的 たのだということです。被告人に故意があったことをうかがわ そこで、今度は主観面はどうかと最高裁は検討してい (4)の直前の段落で、 ・ます。

(3)判例の論理 の確

を目的とした、社会的有用性を欠くソフトだという筋書きを立 います。この事件で、検察官は、Winnyは著作権侵害のみ 今の部分を踏まえた上で、さらに検討を進めていきたいと思 かし、本件はこの場合ではないですよね。

類型②

の方です

型②の要件を満たす状況にあったのだと言っています

と判断したということです。 てたわけですけれども、それは採用されなかったわけです。 中立的行為だ、 W nny提供には有用性もあるのだ、 最

と似たような場合になる。この場合は、 うとしているという場合です。言い換えると、 を、さらに具体化した類型①は、 処罰すべき行為だったという限定をかけているわけです。それ 害に悪用されている状況であることを知って提供した場合は、 が、一般論としての可能性のレベルを超えて、実際に著作権侵 のだということも言っています。これは、 今にも喧嘩に使いそうな勢いであるのに、 供された場合、丁度先ほどの包丁事例で、 にとって合理的な方法であるので、成立範囲には限定が必要な て、「私は今から、著作権侵害をしようと思っています。 そして、不特定多数に一括して提供することは、 Winnyを提供して下さい」と頼まれると、 現に具体的な侵害が行われよ 幇助犯になるのでしょ つまり、 喧嘩している人が、 包丁を販売した場合 特定の正犯者が W i n ソフト 包丁が提 -開発 n だ

> が、 二重に限定がかけられていることに注意してください 裁は考えていることになります。このように類型②におい 社会通念上、無視できない被害、つまり、少なからぬ ない」と表現しても同じような感じだと思うのですが、 外的といえない範囲の者が」という部分が分かりづらいのです る可能性が高いと認められる場合に幇助犯になるのだ、 いうことです。しかも、その「蓋然性が高い」。この ソフトを悪用していて、無視できない被害が生じてい いうのは高い可能性のことなので、少なからぬ者が悪用してい 例外的といえない、というのを言い換える場合、 蓋然性と るのだと 利用者が

り誰でも自由に使えるようにしていたというのは、 というわけです。にもかかわらず、無償かつ継続的な公開によ とはいえない少なからぬ人が悪用していたと言わざるを得ない 状況にあったとされています。そこで、これはやっぱり例外的 イルの四割程度が、著作権侵害のファイルだったと推測される 判明したところによると、当時、 そして、「あてはめ」のところですけども、 Winny上流通しているファ 事後の調査から 客観

させて著作権制度を崩壊させることを企図していたのだ、 張しましたが、これは採用されませんでした。 官は先ほどのお話にもあったように、被告人は違法行為を蔓延 では次に、主観面で故意があるかという話になります。 あくまでも、そういうつもりではなかったのだという理由 決定は、この人

は、

場合ですが、不特定多数の正犯者、本件のようにインターネッ えて分けているのは、 こういう場合分けが必要になるということです。そこで、 ト上に存在している無数の不特定多数の正犯者を念頭に置くと、 ね。これは、ちょっと分かりづらいですけども、 先ほどの類型①は、 特定の正犯者がいた この場合をあ 例

容していたとまで認めるに足りる証拠はないのだ、と最高裁は 範囲の者が著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認 ロードしているものの、被告人の関心の中心はあくまで技術的 に、被告人自身も著作物と推定されるファイルを大量にダウン 正確ではなくて、あてにならないところがあるという点。最後 かれていたということですけれども、これらの情報はそんなに 確かにこのWinnyを使って安全に著作権侵害ができると書 書き込みもしていた。第二に、インターネットや雑誌等には、 の利用拡大で新しいビジネスモデルが生まれることを期待する だよ。違法利用はしないでくださいね」という書き込みを2ちゃ ている人もいた。そして、被告人自身は、「いや、それは駄目 作権侵害ができるのだ」と喜んでいる人だけじゃなくて、「い に肯定的に、「よっしゃ、これで違法なことができるのだ。 を三点挙げているわけです。第一に、ネット上には、 な面にあったという点。こういうことから、例外的といえない んねるでし、また自分のウェブサイトに、ファイル共有ソフト やそんなことをしてはいけないよ」と戒めるようなことを言っ 違法利用

論理を正確に跡付ける作業が必要になるのです。 ます。しかし、判例を論評するためにはまずこうやって判例の この辺になってくるとすごく難しい議論になっていると思い

いえないだろう、ということです。最高裁がこう考えた理由は

わけです。

結論づけている。要するに故意がないのだというふうに言った

最高裁決定の結論 (当てはめ)への疑問

六

社会通念上無視できない被害が生じているという認識があった 増えていることを認識していたのであれば、違法利用によって が分かっていなかった、と評価できるのか。違法利用者の数が 少なくない人が悪用していたということなのに、それを被告人 は、多くの論者が疑問を提示しています。なぜ、 す。そして仮に、被告人に、「少なからぬ人が悪用しているか だ、と評価しています。これは被告人自身の書き込みが根拠で えない範囲」の人にまで広がってはいない、と思っていたよう ら、どうやら本気で、Winnyの違法利用が「例外的とはい たなビジネスモデル構築を期待する書き込みをしていたことか 被告人が違法利用に警告を発し、ファイル共有ソフトによる新 裁は次のようなことを考えたのではないかと思います。まず、 読むことによって、答えが見えてくるところです。私は、 たのか。ここは、最高裁の立場になってみて、決定をじっくり のではないか。これが、疑問として生じてくるわけです。 もしれない」という未必的な認識が肯定されたとしても、その 「蓋然性が高い」ことまで分かっていたかというと、そうとは それでは、最高裁決定は、どうして先ほどのようなことを言っ それでは判例の論理の論評に進みましょう。最高裁の決定に 客観的に見て

まり、最高裁は、インターネットの特殊性に配慮して、 観面で、蓋然性が高いことまで要求されたのだと思います。 そういう面があるわけですね。インターネットだからこそ、 際によく指摘されていますので、お分かりだと思うのですが、 です。ネット世論と世論一般の乖離という現象は、最近選挙の すよね。そこで、ネット上の匿名の書き込みから実情を予測す を行っている人はごく少数です。多くの人は、見ているだけで か。つまり、インターネットというのは、ネット上に書き込み この事件の舞台がインターネットだったからではないでしょう の要件を設定したがために、故意が否定されたのだということ るというのは、インターネット上では非常に危険な行為なわけ なりそうです。 幇助犯 客 0

ていますよという実態が、公表されていたりすると、 められていた可能性があるのではないかということです。 くるということになりそうです。こんなに著作権侵害に使われ このように、最高裁を読み解くことができるとした場合、 が変わっていたら、故意はあったと認められた可能性が出て 故意が認 条

さらなる処罰範囲限定の要否

にどう評価するかという段階に入ります。法律を学ぶ醍醐味は、 外在的にも判決が本当に正しいのかどうかというこ 最高裁決定の内在的な理解ではなくて、 外在的

> この作業がより良い世の中を作っていくためにはどうすれ とをきちんと考えるということにあります。大げさに言えば、 いかを考える作業ということになります。

然性の認識は否定されない、と述べているのです。 を読むとよくわかります。大谷裁判官は、多数意見が指摘する す。この点は最高裁決定に付された大谷剛彦裁判官の反対意見 達していたかどうかという判断は、紙一重で変わりうるも らない、ということにあります。当時被告人が何を思っていた 三点の事情を踏まえてもなお、侵害的利用についての高度の著 測されます。「例外的とはいえない範囲」の人が違法利用して かというのは実際よく分からないので、様々な情況証拠から いる「蓋然性が高い」という、最高裁が要求する認識にまで到 問題は、認識という主観面は、あったかなかったかよく分か

るのです。 生じさせてはならない、これは社会的に有用な技術なのだから そこで、さらに処罰を限定する必要がないかどうかが問題にな まうことは避けなければならないのだと言ったことが、結局達 成されなくなってしまうのではないかという疑問が出てきます。 ソフト開発をする人の行為を萎縮させて、開発を停滞させてし そうすると、最高裁自身が先ほど重視していた、

萎縮効果を

告人がやったような、少なからぬ人が違法利用する蓋然性 い状況で、道具を提供する行為は、 ここから先は、悩ましい問題です。「いや、 客観的には悪いことなんだ やは ŋ 今回

資

り許されないことなのではないかというわけです。 です。そういう状況でWinnyを提供するというのは、 らいかは分からないけれども、悪用する可能性が高い人が少な という話です。だけどWinny事件の場合は、実際にどれく うと、ドライバー事例というのは、ドライバーを買いに来る不 という意見も有力です。その論理は、先ほどのドライバー からず存在することは「確実である」という状況であったわけ 特定多数の人の中に、道具を悪用する人が「いるかもしれない とWinny事件は違うんだということです。何が違うかとい -事例

下ろされてしまうリスクがあります。 ばれてしまうと、通帳しかない時代に比べて、どんどん預金が 用される可能性がありますよ。カードを盗まれて、 暗証番号とキャッシュカードがあれば、 ります。これは預金通帳と印鑑を持って窓口に並ばなくても いのでしょうか。あるいは、キャッシュカードというものがあ 会社の人は、この痴漢を手助けしていることになってしまわな 結構確実性が高いと思うんですけど、満員電車を運行する鉄道 員電車で痴漢が発生するっていうのは、確率はともかくですね、 電車では一定の確率で痴漢が発生するわけです。それでは、 ておきながら、 いう非常に便利な技術ですね。 しかし、私は本当にそうなのかと疑問に思うところがありま 例えば、東京都心には満員電車があるわけですけど、 キャッシュカードを発行する銀行は、 しかし、この便利な技術は、 ではそういうことを分かっ 預金を引き下ろせると 暗証番号も 犯人を手 満員 悪

危惧されます。

社会の発展が阻害され、活動が麻痺してしまうのではないかと うものが全部駄目だということになるのか。そうなると、もう 中で、Winny事件を特殊なものというふうに考えるのは、 だと思ってされていることのうち、悪用されてしまう可能性が これは便利だ、いいことなんだ、社会にいいことをしているの おかしいのではないかと思うわけですね。そうすると、こうい ある技術というのは、実は社会に無数に存在しています。 実際に悪用された事件が発生しています。そういう社会的には 入される時点から詐欺に悪用されるおそれがあると指摘され、 ナンバーカードというのが導入されましたが、あのカードは道 伝っていることになるのかという話ですね。最近ですと、 マイ

技術開発といった活動がどんどん萎縮していってしまうおそれ ということです。そう考えないと、世の中を便利にするための は許されない。しかし、それ以外の場合は許された危険である 用者の大部分が違法に利用している状況で道具を提供する行為 限定すべきなのではないか、と私自身は思います。 ような場合に準じるような、危険性がかなり高い場合に処罰を どの類型①、つまり具体的に悪用しようと思っている人が うことは、悪用された人というのはむしろ被害者の立場なので 思ってやっているのに、それを悪用しようとする人がいるとい はないかというふうにも言えそうです。ということから、 しかも、そのように考えてくると、結局いいことをしようと

ているわけですね。

にすることが必要なのではないでしょうか。促進するためには、本件のような場合は客観的類型的に不処罰があります。それを防ぎ、社会的有用性の大きなソフト開発を

す意罰範囲 をかけた方が安定的な事案の解決が図れるからです。 を否定するというのと、 いのだと考えるというのは、 かと思われるかもしれませんが、 用性 て妥当な解決を確保できるかどうかにより決まります。 結論が無罪なのであれば、 「を適正化しなければならないのではないか、 一のある行為については、 客観的にこれは処罰すべき行為ではな 質的に異なります。 理由はどちらでもい 客観面で限定をかけることで処 理論の優劣は、 客観 類似事案を含 r V のじゃ という話で 社会的に 面で限定 な

八 刑事法を学ぶ意義

たからいいではないかという話ではありません。その間に、 以上かかっているんですけれども、 なくなったし、 人は東京大学で教えていたのに、その仕事もやめなければな V 最高裁決定が出るまで七年かかっている。 なくこの被告人の人生を変えたと思います。 また、 刑事法を学ぶ意義に触れます。 社会的にも、 いろんな不利益が本人に生じているというこ ファイル共有ソフト開発の歴史を そうすると、 Winny事件は、 実際無罪になっ 実際には七年 逮 捕されて

> なると、労役場留置となって、 ます。日常生活が破壊されます。人間関係が破壊されます。 だけでなく、今回のように、逮捕とか勾留といった身体拘 作 刑務所の中の一つの居室) の発動です。Winny事件の場合は、第一審では罰金刑 のように相当大きなダメージを我々に与えるのが、 されるだけでも、被疑者・被告人に非常に大きな不利益を与え 重大な弊害を伴った事件だったのではないかということです。 ŋ 変えた可能性が高いと思います。この事件は、 い渡されていますけれども、 た人に非常な不利益を及ぼすわけです。懲役刑などになった人 会の発展を妨げることになってしまったのではないか。そんな 締まりをしたわけですけれども、それが結局のところは、 **-権制度を破壊する行為だという仮説に基づい** 国家刑罰権は、 かように重大なものでありまして、 に行かなければならないことになっ 罰金の場合であっても、 刑務所みたいなところ て意気込んで取 京都府警が、 対象になっ 玉 [家刑罰]

考えさえすれば正しい答えが出せるはずだという錯覚にとら 体系を有しているために、 ことを意識してほしいということです。 正 n 罰権を発動するということが、どういう意味を持つの がちです。 解は出ません。 最後に強調したいのは、 しかしそれは幻想です。 正解が出ると思うの 刑法を学ぶ人はしばしば、 刑法を学ぶ上では、 は、 論理的に考えるだけでは 刑法学は、 暗黙のうちに、 こうい 論理 密な理論 かという

しば多数派の価値観を前提にしてしまっているからなのです。

学ぶことには、とても大きな意味があります。皆さんには是非、 思います。刑事法は、恣意的な刑罰権行使をさせないために存 ることにより、初めて、妥当な法解釈ができるのではないかと 社会政策の視点、今回の事件に関してはインターネットの発展 そかにせずに、刑法の勉強をしていただきたいのです。さらに を直視することが必要です。そのために、刑罰の実態を明らか ただきたいと思います。以上です。 こういうことを認識した上で、今後とも勉強を続けていってい 在している法体系です。その目的を達成するためには、 などにも、きちんとアンテナを張り巡らせてください。そうす 考えるという視点をきちんと踏まえつつ、それらの勉強もおろ にする刑事政策の視点や刑事手続に巻き込まれることの意味を そうした価値観に囚われないようにするためには、社会の実態 人権感覚と透徹した論理、学際的な知識が必要です。刑事法を 鋭敏な

質疑応答

問いただければと思います。 で、お二人の先生方にご質問があるという方は、遠慮なくご質 司会 ありがとうございました。それでは、せっかくですの

というものがありましたが、このチェックによってどれくらい の意味がなくなることは、なんていうか、ちゃんとやればちゃ んとあるというか。例えば、目撃者の話をしますと、「私犯人 の割合で証拠が不採用になったりするのでしょうか? 察官が裁判官に提出しようとしている証拠をチェックすること 遠山 学 生 A 割合を答えることは難しいんですけれども、 遠山先生のレジュメでは、弁護士の仕事として、検 証拠自体

男でしたって言っていた人が、犯人の写真を見たら、 を見ました」という人はいるんですね。でも、その人の供述調 おかしいでしょう。最初は、二〇歳の人を見ました、二〇歳の した」って言いだしている、そういう事件もあったんですね。 る人の写真を見た後で、「私が見た人は五○歳くらいの男性で の人を見た」と言っていたのに、その犯人というか捕まってい 書を最初から見ていくと、実は最初のころには「二○歳くらい 人は五○歳の男でしたって言いだすんですよ。そして、実際捕

べていくと怪しいというものは結構あります。割合はなかなか答えにくいですけども、由来とか経緯を調判決の前提にしちゃだめですよね。そういうことが実際ありまると、その人の話ってやっぱり適切な材料にならないですよね。そうすまっている人は五○歳代に見える男の人なんですよね。そうす

がその被告人のことを弁護できたのですか? いですか。どうして、一人の弁護士じゃなくて、複数の弁護士いですか。どうして、一人の弁護士じゃなくて、複数の弁護士が、被告人に会いに行ったっておっしゃっていたじゃな

遠山 Winny事件についてですね。これはですね、もとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもとこういうインターネットの問題に興味のある弁護士さんがもところいうインタースをいう事件でした。

遠山

なんでだろう(笑)?

まあ、やりやすいんでしょうね

学生B ということは、報酬などはもらってないんですか?

れています。

遠山 勝ちましたので、もらいました。ちなみにですね、我々 ・ 一次で ・ で呼びかけてもらって、寄付を募りました。すると、一五〇〇 で呼びかけてもらって、寄付を募りました。すると、一五〇〇 で呼びかけてもらって、寄付を募りました。すると、一五〇〇 で呼びかけてもらって、寄付を募りました。すると、一五〇〇 の五六七円入れてくれました。やっぱりネット上にはおしゃれ な方がいるものです。

学生C Winnv事件でもあったように、警察官や検察官でですか?

ではいまだに好き勝手にというか、昔ながらの取り調べが行わ取り調べが録画されるようになりましたけど、それ以外の事件と持っていると思います。いま、裁判員裁判対象事件とかは、と持っていると思います。いま、裁判員裁判対象事件とかは、と持っていると思います。いま、裁判員裁判対象事件とかは、と持っていると思います。

本庄

ひとつ、ありそうな原因としては、逆説的ですが、

Н

ならないのだ、 性が高いと裁判所に認定されたものがあります。どうしてその うに思います。著名な冤罪事件には、証拠がねつ造された可能 めたらそれでもう「ワー!」と突っ走ってしまうことが多いよ いうのが、日本の捜査機関は苦手ですね。最初からこうだと決 ぎるがゆえになのでしょうが、途中で自分の仮説を修正すると い思いを持って、捜査に臨んでいるわけです。その思いが強す 当に義憤に駆られたように、社会正義を追求するのだという熱 わたしは思います。日本の捜査機関は、すごく一生懸命に証拠 な問題です。 査機関が考える真実を分かりやすい形で裁判官に伝えなければ ようなことが起こるのかといえば、仮説に固執するあまり、 を集めてきます。仕事熱心なのですよね。警察の人などは、 の捜査機関が外国の捜査機関より優秀だという点があると、 という思いからなのではないでしょうか。 深刻

刑事さんが法廷に来れば、 と疑われている小汚く見える人と、かたや立派なスーツを着た がこんなこと言ってないのに書かれたんや」と。そして「無理 官がこれまでの裁判で、被告人の人が「いやこの調書は、 たというのが原因だと思います。つまりは、何かやったのでは やりサインさせられたんや」という訴えに、耳を貸してこなかっ もうひとつ。やっぱり裁判官がダメなんですよ。 刑事さんの言うことの方がもっとも 自分 裁判

> 歴史の罪は結構深いと思いますね。 本来適切でない作り方で作られた調書を、 らしく聞こえちゃったりするわけですよ。 そういったように、 裁判所が認めてきた

かといった要素を考慮することは、やっぱり大事なんですかっ は難しいと思うのですが、社会への影響とか、社会的有用性と 学生D 本庄先生に質問です。刑事裁判の判決文とか読

調整しつつ考えていくのかというところに、 もろに反映します。そのことを意識しながら、 課してしまうと、弊害が出てしまうのではないか、として慎 なくて、この事件を処罰してしまうと、あるいは厳しい処分を ければならない、と考えるのか、それとも、いやいやそうじゃ て、あらゆる刑事事件は社会に対する影響というものを持って 刑事事件になっているのです。当事者同士で争う民事事件では に考えるか。そこに意見の対立がありうるし、論者の価値観が れは見逃せない社会的な害悪なのだから、厳しく取り締まらな いるはずです。そのうえでどういう態度で事件に臨むのか。こ 査が開始され、起訴して刑事事件になっているわけです。従 ねておくことはできないと警察や検察官が考えたからこそ、捜 出来事について、社会的な影響が大きく、その解決を私人に委 なくて、国家対私人の争いになぜなっているかといえば、 本庄 刑事事件というのはそもそも、社会的影響があるから 刑事法を勉強する 自分の中でどう

太郎

学研究八七巻三号(二〇一四年)一頁以下、「特集・

W

「Winny事件最高裁決定と『中立的行為』

ny事件控訴審無罪判決の理論的検討」刑事法ジャーナ

1) Winny事件については、多数の論考が発表されてい

るが、さしあたり、曲田統「Winny事件最高裁決定を めぐって」研修八○一号(二○一五年)三頁以下、

亀井源

いってください。 読み解く力が必要です。論理性と価値観、二つをともに鍛えて 達するためには、 の面白さがあるかなと思います。 前提として判決文のような硬い文章を正確に しかし、その面白みに到

してくださったお二人の先生に、 主催の刑事法系講演会を終わりたいと思います。今日の講演を たします。本日はどうもありがとうございました。 司会 それでは、以上で、本日の平成二七年度法学部振興会 改めて大きな拍手をお願いい

皆さんの御協力をいただきました。 記して、心より感

謝申し上げます。 この講演録の作成にあたっては、 刑事訴訟法ゼミの

(3)日常的行為について幇助犯の成立を限定する論理として

理的には規範定立が第一段階となる。

要があるが、犯行の日時は重要ではない。その意味で、論

かどうかを検討するうえでは、被害者が誰かは特定する必

実をより分ける必要がある。例えば、ある犯罪が成立する

事実認定段階で法的に意味のある事実と意味のない事

り、事実の確定を第一段階にしてもよいと思われる。 事件が発生してから法律によりその事件を解決するのであ 段階が結論である規範の適用とされているが、

実際には、

第二段階が小前提である事実の確定(認定)、

(4) 本件の核心は、中立的行為であったことではなく、不特 らこそ、不特定多数者への提供が可能になるのであり、 五六八頁。しかしながら、提供行為が価値中立的であるか 定多数者への提供であったことにあるとの見解もある。 議論状況について、簡潔には、松原芳博 できないとしつつ個別的な利益衡量の結果として、 落伸介「判批」法学新報一二〇巻三・四号(二〇一三年) 本評論社、二〇一三年)四二四頁を参照されたい が阻却される場合があるとの理論構成も主張されている。 の三つが主張されており、さらには構成要件該当性は否定 に該当する行為の限定、③因果関係の限定、④故意の限定 幇助犯の成立要件に対応して、①幇助という構成要件 『刑法総論』

(2) 法的三段論法では、 通常、 第一段階が大前提である規範

意味で処罰限定の契機は価値中立性にあるといわざるを

ル二二号

(二〇一〇年)

四〇頁以下など参照

109 (熊本法学137号 '16)

資

整理も参照 亀井源太郎「Winny事件最高裁決定と『中立 法学研究八七巻三号(二〇一四年)一七頁の

用することを拒絶することはできないと思われる。 巻二号(二〇一二年)二三五頁。しかしこの概念を用いな ル』の刑事的規制について(下)」千葉大学法学論集二七 こうした概念を用いて議論を行うことに批判的な見解もあ 六七頁、石井徹哉「いわゆる『デュアル・ユース・ツー 学説には中立的行為という問題設定は曖昧であるとして、 加藤俊治「判批」警察学論集六五巻四号(二〇一二年 幇助の成立要件に関する一般的規範をそのまま適

四頁などがある。

- 6)類型②は、客観的にある事情の発生を要求し、主観的に 年)一五三頁)ではなく、客観面である事情が発生する蓋 その事情が発生する蓋然性を認識していることを要求する けが問題となる。にもかかわらず、客観的事情が発生する 然性が存在していることが必要とされ、そのことを主観面 立場(未必の故意の議論における蓋然性説)を採用したも 観的成立要件としては、ある事情があったかなかったかだ 五六八頁)である点に注意が必要である。通常、犯罪の客 で認識していることを要求するもの(水落・前掲注(4) 一蓋然性が高い」ことを要求する本決定の論理は極めて異 (林幹人「判批」平成二四年度重要判例解説(二○一三
- (7)最高裁決定の結論に疑問を呈するものとして、門田 「判批」法学セミナー六八六号(二〇一二年)一二七頁、 幇助罪の成否」清和法学研究一八巻二号(二〇一一年)四 也「ファイル共有ソフトの開発・提供による著作権法違反 セレクト二〇一二 [Ⅰ] (二〇一三年) 三二頁、小野上真 四九頁、永井善之「『中立的行為による幇助』について_ 前田雅英 佐久間修「判批」NBL九七九号(二〇一二年)三七頁 (成文堂、二〇一二年) 一四四頁、小島陽介「判批 「刑事法理論の探求と発見─斉藤豊治先生古稀祝賀論文集 「判批」警察学論集六五巻三号(二〇一二年)
- (8) これに対して、不特定多数への提供行為という特殊性に 事後的に判明した事情から認定された場合には、 当該事実が行為時に判明していた事情から認定された場合 実を行為者が認識していたかどうかという問題だけである。 るはずである。事実として確定できれば、残るのはその事 二〇頁。しかし現実世界であれば、 ナル三二号 (二〇一二年) 一五〇頁、亀井・前掲注 (4) という理解も示されている。島田総一郎 着目して、「蓋然性が高い」という要件が立てられたのだ で違法利用が広がっていたかどうかは事実として確定でき いう特殊性に配慮するとしても、一例外的といえない範囲 行為者にもそれが認識されていたとされやすいが、 不特定多数への提供と 判批 行為者の

のだ、というのが本文で示した考えである。 る。それに対して、バーチャルなネットの世界では、 が高いことが要求される理由は見当たらないように思われ 認識は欠けていたとされやすいであろう。客観的に蓋然性 1用の拡散範囲が「事実としても」確定できないため、 「蓋然性が高い」ことが客観的な要件として要求された

七九〇頁。

- (9) 島田·前掲注(8) 一四九頁、 三頁。 頁のほか、豊田兼彦 ついて」立命館法学三四五・三四六号(二〇一二年) 「幇助犯における『線引き』 亀井・前掲注 <u>4</u> の問題に 四七
- 〔10〕島田・前掲注(8)一五○頁は、「例外的といえない 叮 囲」の者が違法利用する「蓋然性が高い」場合、そうした 危険性は個別の正犯者ごとに考えざるを得ず、 存在していると評価できる、という。 おうとしている場合と同視し得る程度に結果発生の危険が 得ないと思われる。 `能性・蓋然性と、ありうる正犯者の存在とを、 あわせることで、特定の正犯者が「現に」違法行為を行 しかし、 両者は同視 結果発生の いわば掛
- 11 なものに限定することにより目的を達成しようとする点が 本文と問題関心を共有しているが、 [再論]」 刑事法ジャーナル二二号 園田寿「Winn yの開発・提供に関する刑法的考察 (二〇一〇年) 幇助犯の故意を確定的 四四頁は、

(1)) 本件について、客観的に幇助犯の構成要件該当行為に当 たらないとするものとして、 川端博先生古稀祝賀論文集・下巻』(成文堂、二〇一四年 林幹人「共犯行為と故意」

熊本大学講演レジュメ

2015年12月14日

「事実」の重要性〜Winny事件を題材に

京都弁護士会 弁護士 遠山大輔

はじめに

第1 法曹三者の仕事

- 1 裁判官の仕事
 - ① 事実が何であるかを決める (例: AさんはBさんの新品の財布を盗ったか?)
 - ② 条文を解釈する (例:「窃盗」とは?)
 - ③ 事実を条文に当てはめる
 - → 結論が出る
- 2 検察官の仕事
 - ① 証拠を集める(例:取られた財布を探す。Aさん、Bさんの取調べをする。)
 - ② その証拠からどんな事実が導かれるかを考える。

(例:Aさんの家からBさんのと同じ新品の財布が発見された。Aさんは取調べで財布を盗ったと自 自した。BさんはAさんに渡したことはないと言っている。とすると…)

③ 裁判官に証拠を提出し、<u>その証拠から導かれる事実を伝える</u> (例: AさんはBさんの新品の財布を盗りました!)

3 弁護人の仕事

- ① 証拠を集める、集めさせない(例: Aさんから事情を聞く。知人から事情を聞く。 Aさんに 権利をアドバイスする。)
- ② 検察官が裁判官に提出しようとしている証拠をチェックする (例:Bさんは勘違いしたり、嘘をついたりしていないか。Aさんは自白を強要されていないか。)
- ③ 適切な証拠だけが裁判官に提出されるようにし(自らも提出し)、<u>その証拠から導か</u>れる事実を伝える(例: Aさんは自分でたまたま同じ財布を買ったのです!)
- 4 まとめ

事実が決まらないと、結論は出ない。

事実が決まると、だいたい結論は出る(条文解釈で勝負がつく事件は少ない)。

事実は証拠によって決まる。

したがって、証拠を徹底的に吟味する。

119 (熊本法学137号 '16)

(1)

第2 Winny事件

1 事案の概要と争点

ファイル共有ソフト「Winny」を配布して正犯が著作権法違反の行為をするのを幇助した、としてソフト開発者 X が逮捕・起訴された事案

2 争点と当事者の主張

被告人Xがソフトを開発した目的がなんだったか、が主要な争点の1つ

① 検察官の主張

著作権法違反を蔓延させる目的であった

② X・弁護人の主張

効率性の高いファイル共有ソフトが実際に作動するかを検証する目的

- 3 争点に関する証拠と当事者の主張
 - ① 検察官

Xが任意捜査段階で手書きした申述書+Xを取り調べたK警察官 申述書には、Winnyによって著作権法違反を蔓延させる目的であったと書いてあ る。K警察官によれば、これはXが自ら進んで書いたものである。

② X · 弁護人

法廷における X の供述 +?

任意捜査段階でも検証目的だったと説明したのに、K警察官は聞いてくれなかった。申述書は、「開発をやめる」という一筆を書いてもよいとXが述べたときに、K警察官が「じゃあ、見本を用意するから、そのとおりに書いてくれ」と言われ、一言一句間違わずに書き写したもの。自分で書いたが、内容は本心とは異なる。

③ 裁判官の悩み

検察官が正しいとなると… でも弁護人の言うことも…

4 何が決め手となったか

熊本大学法学部刑事法系講演会 刑法判例に登場する事実の形成過程と刑法的処理

第2部

刑事法を学ぶ意義 Winny事件最高裁決定を素材に

2015年12月14日 (月)

一橋大学大学院法学研究科

Winny事件とは

- ■ファイル共有ソフトWinnyを開発し、インターネット を通じて不特定多数の者に提供していた被告人が、 Winnyを入手した正犯者による著作権法違反行為 (Winnyを介して、インターネット上にゲームソフト や映画のデータをアップロードして、アクセスしてき た不特定多数のインターネット利用者に利用可能にさ せた行為)の幇助犯として起訴された事件
- ■Winnyは、P2P(ピア・ツー・ピア) 技術により、個々 のコンピュータが、中央サーバコンピュータを介さず、対等な立場でネットワークを構成することで、 匿名性と送受信の効率化、ネットワークの負荷の低減 を図った技術を用いた画期的なソフトであったため、 急速に利用が拡大し、著作権侵害行為にこれを用いる 者も現れている状況にあった

前提知識

- ■幇助
 - 「正犯を幇助した者は、従犯とする」(刑法62条1項)
 - 「従犯の刑は、正犯の刑を減軽する」(刑法63条)
 - 正犯者の犯罪実行を物理的または心理的に容易にする行為

 - ・物理所納助は、知事の遺具等を提供する行為、心理所納助は正記 者を敵動したり助言を与える行為 ・制助思の改定要件は、①特別行為の存在、②正犯者が実行行為を 行い、処期されるべき場合であること(正犯従属性)、③制助行 為と正記者の実行の間の限期隔、④故虚
- ①幇助行為は、直接法益を侵害したり、法益を危険にさらしたりする行為ではないため、定型性が弱い。
- ③幇助行為は正犯者の実行にとって不可欠の行為(=条件関係 (「あれなくばこれなし」)のある行為)でなくても、正犯者の 実行を促進・援助する性質のものであればよいとされる
- ④故意は、正犯者の場合と同様、未必の故意で足りるとされる
- 法律論の組み立て
 - ・法的3段論法
 ・事実認定→規範定立(法解釈)→事実への規範の当てはめ(法適用)

日常的(中立的)行為による幇助

- 日常的行為は幇助犯か?
- 日常的に何気なく行われている行為
- 提供した物やサービスが適法にも違法にも利用されてしまうという意味で中立的行為
- ・金物屋の店員が、住居侵入目的でドライバーを買いに来たXの目的を察知しつつ、ドライバーを販売した場合
 - 「もしかして住居侵入に使うつもりかもしれない」と思いつつ、 販売し、実際にそれが住居侵入に用いられると、幇助犯成立?

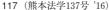
- - ①幇助行為、③因果関係、④故意のいずれかで処罰限定
 - ここでは、許された危険概念による、①幇助行為の限定に注目 日常的に提供されている物は適法に利用されている前提
- 行為の危険が現実化する可能性がわずかな場合、その危険は無視し得る=その行為は幇助行為に当たらない

裁判の経過

- ■第1審:有罪(<u>罰金150万円</u>)
 - Winnyは適法利用も違法利用もできる価値中立的ソフト だが、被告人は、Winnyが著作権を侵害する態様で広く 利用されていたことを認識しており、著作権侵害罪の幇助犯が成立する
- ■控訴審:逆転無罪
- ■価値中立ソフト提供が幇助犯になるのは、ソフトを違法
- 最高裁:上告棄却(無罪確定)
- ・ソフト開発に過度の萎縮効果を生じさせないため、幇助 犯になるのは、ソフト入手者のうち例外的といえない範 側の者がそのソフトを脊伸繰付害に利用する蓄熱状が高 いと認められることが必要であり、本件ではその状況が あったが、被告人がそのことを認識・認容していたと認 めるのは困難(幇助の<u>依意の呑定</u>)

Winny事件と中立的行為論

- ■検察官の筋書き
- Winnyは著作権侵害のみを目的とした社会的有用性 を欠くソフト
- ■最高裁は、Winnyを有用な技術と評価
- 中立的行為との認定
- ■不特定多数に一括提供することの合理性
- 幇助犯の成立範囲の限定の必要性:「具体的な侵害 利用状況が必要」
- Winnyが実際に著作権侵害に悪用されている状況で、提供し た場合には可罰的幇助行為に当たる
- ■類型①:現に具体的な著作権侵害が行われようとし ている場合
- 特定の正犯者が会頭にある場合
- 包丁事例と類似



Winny事件と中立的行為論

- ■類型②:例外的といえない範囲の者が著作権 侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合
- 不特定多数の正犯者が念頭にある場合
- ■例外的といえない範囲の者が侵害に利用:社会通念 上無視できない被害が生じている状況
- 蓋然性が高い:その可能性が高い
- ■本件
 - 当時Winny上を流通するファイルの4割程度が著作権侵害と推測される状況(事後の調査から判明)
 - 対象者を限定せず、無償で継続的な公開という方法
 - ■客観的に②を満たす状況にあった

Winny事件と故意

- ■検察官の筋書き
 - 被告人はWinnyにより著作物の違法コピーを蔓延させ、現行著作権制度を 崩壊させることを企図してWinnyを開発、公開した
- ■例外的といえない範囲の者が著作権侵害に利用する蓋 然性が高いと認められる状況にあることを認識・認容 していたか
- ①ネット上には違法利用に肯定的な意見だけでなく、否定的意見も書き込まれていた。被告人自身は著作権侵害ために利用しないよう求める書き込みをしていた。 ②鑑試情報は不正確
- ②雑誌情報は不正確 ③被告人自身の著作物ダウンロードは、技術的関心のため
- 著作権侵害のための利用者の存在、その人数の増加については認識
- ■例外的といえない範囲の者が著作権侵害に利用する蓋 然性が高いことを認識・認容していたとまで認めるに 足りる証拠はない

最高裁決定の結論(当てはめ)へ の疑問

- 疑問
 - ・ 違法利用者の数が増えていることを認識していたならば、違法利用により社会通念上無視できない被害が生じていることの認識はあったのでは?
- ■未必的な認識はあったかもしれないが、蓋然性が高いことの認識まではなかった
 - ■インターネットの特殊性
 - ネット上の書き込みから、実情を予測することの困難性
 - 書き込みをするのは少数者
 - だからこそ、客観面で、「例外的といえない」だけでなく 「蓄然性が高い」ことが要求された
 - ■Winnyを用いた著作権侵害の拡大についての実態調査が公表されていたならば、故意は認められた可能性あり

さらなる処罰範囲限定の要否

- 疑問
 - ・実態調査の公表のような、本人が左右できない事情 により処罰の有無が決まるとすると、結局ソフト開 発に萎縮効果を発生させてしまうのではないか?
 - ■主観面による処罰の限定は不安定
- *さらに処罰範囲を限定すべきではないのか?
- ドライバー事例との違いは、不特定多数者の中に道 具を悪用する人がいるかもしれない場合と、比率は ともかく悪用する可能性が高い人が確実にいる場合
- しかし満員電車を悪用した痴漢、キャッシュカードを悪用した預金引き出しなど、道具やサービスを提供した場合に、悪用される可能性が高い場合は、社会内に無数に存在
- ■そうした場合に、道具の提供を幇助犯として処罰すると社会活動が麻痺してしまう

さらなる処罰範囲限定の要否

- ■そもそも提供した物やサービスを、たまたま違法 な用途に悪用された人は被害者の立場
- ■類型①に準じるような、違法に利用される危険性 がかなり高い場合に処罰を限定すべきではないか
 - 利用者の大部分が違法に利用する場合
 - それ以外の場合は、許された危険ということに
- ■本件の場合
 - ■Winnyは適法に利用できるだけでなく、新しいソフトの 開発をもたらす可能性のある技術
 - 社会的有用性の大きな行為
 - ソフト開発を促進するためにも、本件のような場合は類型的に不処罰であるべきではないか

刑事法を学ぶ意義

- Winny事件が被告人の人生を変えた
- 無罪になったからよいという問題ではない
- ■ファイル共有ソフト開発の歴史も変えた ■国家刑罰権の誤作動は社会的影響が甚大
- 国家刑罰権の発動
 - 受刑者になるだけでなく、被疑者・被告人となることの 重大な不利益性
 - 典型的には自由の制約による日常生活の破壊
 - 自由刑(刑法12条)、逮捕(刑訴199条など)・勾留 (刑訴60条)
- ■罰金刑不払いの場合の労役場留置も(刑法18条)
- 刑事政策・社会政策の視点の重要性
- 恣意的な刑罰権行使がされないための刑事法

最決平 23·12·19 刑集 65 巻 9 号 1380 頁

検察官の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、 事案を異にする判例を引用するものであって、本 件に適切でなく、その余は、事実誤認、単なる法 令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理 由に当たらない。

所論に鑑み、被告人によるファイル共有ソフトの公開、提供行為につき著作権法違反罪の幇助犯が成立するかどうかを職権で判断すると、原判決には、幇助犯の成立要件に関する法令の解釈を誤った違法があるものの、被告人の行為につき著作権法違反罪の幇助犯の成立を否定したことは、<u>結</u>論において正当として是認できる。その理由は、以下のとおりである。

1 本件は、被告人が、ファイル共有ソフトであるWinnyを開発し、その改良を繰り返しながら順次ウェブサイト上で公開し、インターネットを通じて不特定多数の者に提供していたところ、正犯者2名が、これを利用して著作物であるゲームソフト等の情報をインターネット利用者に対し自動公衆送信し得る状態にして、著作権者の有する著作物の公衆送信権(著作権法23条1項)を侵害する著作権法違反の犯行を行ったことから、正犯者らの各犯行に先立つ被告人によるWinnyの最新版の公開、提供行為が正犯者らの著作権法違反罪の幇助犯に当たるとして起訴された事案である。原判決の認定及び記録によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) Winnyは、個々のコンピュータが、中央サーバを介さず、対等な立場にあって全体としてネットワークを構成するP2P技術を応用した送受信用プログラムの機能を有するファイル共有ソフトである。Winnyは、情報発信主体の匿名性を確保する機能(匿名性機能)とともに、クラスタ化機能、多重ダウンロード機能といったファイルの検索や送受信を効率的に行うための機能を備えており、それ自体は多様な情報の交換を通信の秘密を保持しつつ効率的に行うことを可能とし、様々な分野に応用可能なソフトであるが、本件正犯者がしたように著作権を侵害する態様で利用することも可能なソフトである。

(2)被告人は、匿名性と効率性を兼ね備えた新 しいファイル共有ソフトが実際に稼動するかの技 術的な検証を目的として, 平成14年4月1日に Winnyの開発に着手し、同年5月6日、自己 の開設したウェブサイトでWinnvの最初の試 用版を公開した。被告人は、その後も改良を加え たWinnyを順次公開し、同年12月30日に Winnvの正式版であるWinnv1.00を 公開し、翌平成15年4月5日にWinnv1. 14を公開してファイル共有ソフトとしてのWi nnv (Winnv1) の開発に一区切りを付け た。その後、被告人は、同月9日、今度はP2P 技術を利用した大規模 BBS (電子掲示板) の実 現を目的として、そのためのソフトであるWin ny2の開発に着手し、同年5月5日、Winn v 2の最初の試用版を公開し、同年9月には、本 件正犯者 2 名が利用したWinny 2. 0 β 6. 47やWinny2.0β6.6 (以下, 両者を 併せて「本件Winnvlという。) を順次公開し た。なお、Winny2は、上記のとおり大規模 BBSの実現を目指して開発されたものであるが、 Winnylとほぼ同様のファイル共有ソフトと しての機能も有していた(以下, Winnv1と Winny2を総称して「Winny」という。)。 被告人は、Winnyを公開するに当たり、ウェ ブサイト上に「これらのソフトにより違法なファ イルをやり取りしないようお願いします。」などの 注意書きを付記していた。

(3) 本件正犯者であるBは、平成15年9月3 目頃、被告人が公開していたWinny2.0β 6. 47をダウンロードして入手し、法定の除外 事由がなく,かつ,著作権者の許諾を受けないで, 同月11目から翌12目までの間、B方において、 プログラムの著作物である25本のゲームソフト の各情報が記録されているハードディスクと接続 したコンピュータを用いて、インターネットに接 続された状態の下,上記各情報が特定のフォルダ に存在しアップロードが可能な状態にある上記W innyを起動させ、同コンピュータにアクセス してきた不特定多数のインターネット利用者に上 記各情報を自動公衆送信し得るようにし、著作権 者が有する著作物の公衆送信権を侵害する著作権 法違反の犯行を行った。また, 本件正犯者である Cは、同月13日頃、被告人が公開していたWi $nny2.0\beta6.6$ をダウンロードして入手し、 法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を 受けないで、同月24日から翌25日までの間、

C方において、映画の著作物2本の各情報が記録されているハードディスクと接続したコンピュータを用いて、インターネットに接続された状態の下、上記各情報が特定のフォルダに存在しアップロードが可能な状態にある上記Winnyを起動させ、同コンピュータにアクセスしてきた不特定多数のインターネット利用者に上記各情報を自動公衆送信し得るようにし、著作権者が有する著作物の公衆送信権を侵害する著作権法違反の犯行を行った。

- 2 第1審判決は、… (中略) …著作権法違反罪 の幇助犯の成立を認め、被告人を罰金150万円 に処した。
- 3 この第1審判決に対し、検察官が量刑不当を 理由に、被告人が訴訟手続の法令違反、事実誤認、 法令適用の誤りを理由に控訴した。原判決は、… (中略) …第1審判決を破棄し、被告人に無罪を 言い渡した。
- 4 所論は、刑法62条1項が規定する幇助犯の成立要件は、「幇助行為」、「幇助意思」及び「因果性」であるから、幇助犯の成立要件として「違法使用を勧める行為」まで必要とした原判決は、刑法62条の解釈を誤るものであるなどと主張する。そこで、原判決の認定及び記録を踏まえ、検討することとする。
- (1) 刑法62条1項の従犯とは,他人の犯罪に 加功する意思をもって, 有形, 無形の方法により これを幇助し, 他人の犯罪を容易ならしむるもの である (最高裁昭和24年(れ)第1506号同 年10月1日第二小法廷判決・刑集3巻10号1 629頁参照)。すなわち、幇助犯は、他人の犯罪 を容易ならしめる行為を, それと認識, 認容しつ つ行い, 実際に正犯行為が行われることによって 成立する。原判決は、インターネット上における 不特定多数者に対する価値中立ソフトの提供とい う本件行為の特殊性に着目し、「ソフトを違法行為 の用途のみに又はこれを主要な用途として使用さ せるようにインターネット上で勧めてソフトを提 供する場合」に限って幇助犯が成立すると解する が、当該ソフトの性質(違法行為に使用される可 能性の高さ) や客観的利用状況のいかんを問わず、 提供者において外部的に違法使用を勧めて提供す るという場合のみに限定することに十分な根拠が あるとは認め難く、刑法62条の解釈を誤ったも のであるといわざるを得ない。

(2) もっとも、Winnyは、1、2審判決が 価値中立ソフトと称するように, 適法な用途にも, 著作権侵害という違法な用途にも利用できるソフ トであり、これを著作権侵害に利用するか、その 他の用途に利用するかは、あくまで個々の利用者 の判断に委ねられている。また,被告人がしたよ うに、開発途上のソフトをインターネット上で不 特定多数の者に対して無償で公開、提供し、利用 者の意見を聴取しながら当該ソフトの開発を進め るという方法は、ソフトの開発方法として特異な ものではなく、合理的なものと受け止められてい ◀ る。新たに開発されるソフトには社会的に幅広い 評価があり得る一方で、その開発には迅速性が要 求されることも考慮すれば、かかるソフトの開発 行為に対する過度の萎縮効果を生じさせないため にも, 単に他人の著作権侵害に利用される一般的 可能性があり、それを提供者において認識、認容 しつつ当該ソフトの公開、提供をし、それを用い て著作権侵害が行われたというだけで, 直ちに著 作権侵害の幇助行為に当たると解すべきではない。 かかるソフトの提供行為について、 幇助犯が成立 するためには,一般的可能性を超える具体的な侵 害利用状況が必要であり、また、そのことを提供 者においても認識, 認容していることを要すると いうべきである。すなわち、ソフトの提供者にお いて, 当該ソフトを利用して現に行われようとし ている具体的な著作権侵害を認識, 認容しながら, その公開, 提供を行い, 実際に当該著作権侵害が 行われた場合や, 当該ソフトの性質, その客観的 利用状況,提供方法などに照らし,同ソフトを入 手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同 ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認 められる場合で、提供者もそのことを認識、認容 しながら同ソフトの公開, 提供を行い, 実際にそ れを用いて著作権侵害(正犯行為)が行われたと きに限り, 当該ソフトの公開, 提供行為がそれら の著作権侵害の幇助行為に当たると解するのが相 当である。

(3) これを本件についてみるに、まず、被告人が、現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、本件Winnyの公開、提供を行ったものでないことは明らかである。

次に、入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が本件Winnyを著作権侵害に利用する 蓋然性が高いと認められ、被告人もこれを認識、 殊性の確認

適切な具体化一般的規範の不

に即して具体化一般的規範を本件

範の類型化①

範の類型化②

男ではめ 関範の類型①の

認容しながら本件Winnyの公開,提供を行っ たといえるかどうかについて検討すると、Win n y は、それ自体、多様な情報の交換を通信の秘 密を保持しつつ効率的に行うことを可能とするソ フトであるとともに,本件正犯者のように著作権 を侵害する態様で利用する場合にも, 摘発されに くく、非常に使いやすいソフトである。そして、 本件当時の客観的利用状況をみると、原判決が指 摘するとおり、ファイル共有ソフトによる著作権 侵害の状況については, 時期や統計の取り方によ って相当の幅があり、本件当時のWinnyの客 観的利用状況を正確に示す証拠はないが, 原判決 が引用する関係証拠によっても、Winnyのネ ットワーク上を流通するファイルの4割程度が著 作物で、かつ、著作権者の許諾が得られていない と推測されるものであったというのである。そし て、被告人の本件Winnyの提供方法をみると、 違法なファイルのやり取りをしないようにとの注 意書きを付記するなどの措置を採りつつ, ダウン ロードをすることができる者について何ら限定を かけることなく, 無償で, 継続的に, 本件Win nyをウェブサイト上で公開するという方法によ ▶っている。これらの事情からすると、被告人によ る本件Winnyの公開,提供行為は,客観的に 見て, 例外的とはいえない範囲の者がそれを著作 権侵害に利用する蓋然性が高い状況の下での公開, 提供行為であったことは否定できない。

範

0

類型②の客観

面

の当て

は

規

範の

類

型 2

0

主

観面

0)

当ては

8

結

論

他方、この点に関する被告人の主観面をみると、被告人は、本件Winnyを公開、提供するに際し、本件Winnyを著作権侵害のために利用するであろう者がいることや、そのような者の人数が増えてきたことについては認識していたと認められるものの、いまだ、被告人において、Winnyを著作権侵害のために利用する者が例外的とはいえない範囲の者にまで広がっており、本件Winnyを公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めるに足りる証拠はない。

確かに、[1] 被告人がWinnyの開発宣言を したスレッド(以下「開発スレッド」という。)に は、Winnyを著作権侵害のために利用する蓋 然性が高いといえる者が多数の書き込みをしてお り、被告人も、そのような者に伝わることを認識 しながらWinnyの開発宣言をし、開発状況等 に関する書き込みをしていたこと,[2]本件当時,Winnyに関しては、逮捕されるような刑事事件となるかどうかの観点からは摘発されにくく安全である旨の情報がインターネットや雑誌等において多数流されており、被告人自身も、これらの雑誌を購読していたこと,[3]被告人自身がWinnyのネットワーク上を流通している著作物と推定されるファイルを大量にダウンロードしていたことの各事実が認められる。これらの点からすれば、被告人は、本件当時、本件Winnyを公開、提供した場合に、その提供を受けた者の中に↓は本件Winnyを答情を侵害のために利用する者がいることを認識していたことは明らかであり、そのような者の人数が増えてきたことも認識していたと認められる。

しかし、「1] の点については、被告人が開発ス レッドにした開発宣言等の書き込みには、自己顕 示的な側面も見て取れる上, 同スレッドには, W innvを著作権侵害のために利用する蓋然性が 高いといえる者の書き込みばかりがされていたわ けではなく、Winnvの違法利用に否定的な意 見の書き込みもされており、被告人自身も、同ス レッドに「もちろん, 現状で人の著作物を勝手に 流通させるのは違法ですので、βテスタの皆さん は、そこを踏み外さない範囲でβテスト参加をお 願いします。これはFreenet系P2Pが実 用になるのかどうかの実験だということをお忘れ なきように。」などとWinnyを著作権侵害のた めに利用しないように求める書き込みをしていた と認められる。これによれば、被告人が著作権侵 害のために利用する蓋然性の高い者に向けてWi nnyを公開,提供していたとはいえない。被告 人が, 本件当時, 自らのウェブサイト上などに, ファイル共有ソフトの利用拡大により既存のビジ ネスモデルとは異なる新しいビジネスモデルが生 まれることを期待しているかのような書き込みを していた事実も認められるが, この新しいビジネ スモデルも, 著作権者側の利益が適正に保護され ることを前提としたものであるから、このような 書き込みをしていたことをもって,被告人が著作 物の違法コピーをインターネット上にまん延させ て、現行の著作権制度を崩壊させる目的でWin nyを開発,提供していたと認められないのはも とより、著作権侵害のための利用が主流となるこ とを認識、認容していたとも認めることはできな

い。また、[2] の点については、インターネット や雑誌等で流されていた情報も, 当時の客観的利 用状況を正確に伝えるものとはいえず, 本件当時, 被告人が、これらの情報を通じてWinnvを著 作権侵害のために利用する者が増えている事実を 認識していたことは認められるとしても、Win n y は著作権侵害のみに特化して利用しやすいと いうわけではないのであるから, 著作権侵害のた めに利用する者の割合が, 前記関係証拠にあるよ うな4割程度といった例外的とはいえない範囲の 者に広がっていることを認識、認容していたとま では認められない。[3]の被告人自身がWinn y のネットワーク上から著作物と推定されるファ イルを大量にダウンロードしていた点についても, 当時のWinnyの全体的な利用状況を被告人が 把握できていたとする根拠としては薄弱である。 むしろ,被告人が, P2P技術の検証を目的とし てWinnyの開発に着手し、本件Winnyを 含むWinny2については、ファイル共有ソフ トというよりも、P2P型大規模BBSの実現を 目的として開発に取り組んでいたことからすれば, 被告人の関心の中心は、P2P技術を用いた新し いファイル共有ソフトや大規模BBSが実際に稼 動するかどうかという技術的な面にあったと認め られる。現に、Winnv2においては、BBS のスレッド開設者のIPアドレスが容易に判明す る仕様となっており、匿名性機能ばかりを重視し た開発がされていたわけではない。そして、前記 のとおり、被告人は、本件Winnyを含むWi nnyを公開,提供するに当たり,ウェブサイト 上に違法なファイルのやり取りをしないよう求め る注意書を付記したり、 開発スレッド上にもその 旨の書き込みをしたりして,常時,利用者に対し, Winnyを著作権侵害のために利用することが ないよう警告を発していたのである。

これらの点を考慮すると,いまだ,被告人において,本件Winnyを公開,提供した場合に,例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識,認容していたとまで認めることは困難である。

- (4)以上によれば、被告人は、著作権法違反罪の幇助犯の故意を欠くといわざるを得ず、被告人につき著作権法違反罪の幇助犯の成立を否定した原判決は、結論において正当である。
- 5 よって、刑訴法414条、386条1項3号

により, 裁判官大谷剛彦の反対意見があるほか, 裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。 裁判官大谷剛彦の反対意見は,次のとおりである。

私は、本件において、多数意見と結論を異にし、 被告人には著作権である公衆送信権侵害の罪の幇助犯が成立すると考えるので、反対意見を述べる。 … (中略) …

7 以上により、私は、原判決の破棄は免れない ものと考える。

(裁判長裁判官 岡部喜代子 裁判官 那須弘平 裁判官 田原睦夫 裁判官 大谷剛彦 裁判官 寺田逸郎)